

加治木温泉病院介護医療院 サービス重要事項説明書

当施設では、あなた様に当施設の介護サービスをご利用いただくにあたり、あらかじめ次のことを、 ご説明いたします。(介護保険法に関する厚生省令41号6条)

1 事業者の概要

事業者の名称	医療法人玉昌会
所在地	鹿児島市泉町2番3号 そうしん本店ビル4階
法人種別	医療法人
代表者	理事長 高田 昌実
電話番号	099-226-8036

2 施設の概要

施設名称	加治木温泉病院介護医療院
所在地	鹿児島市始良市加治木町木田4714番地
介護保険事業所番号	46B4500015
管理者	夏越 祥次
電話番号	0995-62-0001
FAX番号	0995–62–3778
メールアドレス	kaon@gyokushoukai.com

3 施設の目的と運営方針

施設の目的	介護保険法にもとづく、介護医療院サービスの提供
運営方針	1 介護医療院の従業者は、要介護であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における生活介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。 2 介護医療院の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、介護医療院サービスの提供に努める。 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他介護保険施設、その他、保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、総合的なサービスの提供に努める。 4 平成17年4月1日に施行された「個人情報保護法」を連 守し、利用者の個人情報を適切に管理し業務を遂行するよう努める。

4 設備の概要

定 員 60名

病 室 個室 4室

2人部屋4室3人部屋16室

浴 室 一般浴槽 特殊浴槽

食堂・談話室1ヶ所機能訓練室有り

5 職員体制

従業者の職種	基準
管理者	1名(兼)
医師	3名以上
看護職員	10名以上
介護職員	15名以上
管理栄養士	1名以上
介護支援専門員	1名以上
薬剤師	1名以上
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上
診療放射線技師	1名以上
調理師、事務員等	1名以上

6 介護保険の給付対象となる介護サービスの概要と利用料

- ・介護サービス費は、基本サービス費(要介護状態区分により定められた費用)と、 個別サービス費(「特定診療費」で1回毎に定められた費用)の合計額です。
- ・利用者には、介護保険割合証の負担割合に応じ1割~3割の介護サービス費と、 食事代・居住費をお支払いいただきます。

* 高額介護サービス費の制度

上記介護サービス費の自己負担額がある「一定額」を超えると、超えた額の分だけ 払い戻される制度があります。手続きを必要としますので、詳しくはご相談ください。 その「一定額」とは、

- ·1段階 2段階 15,000円
- ·3段階 24,600円
- ·4段階 44,400円
- ·5段階 93,000円
- ·6段階 140,100円



サ	 ービスの種別		自己負担額		2割負担	3割負担
<u> </u>			基本サー	-ヒス質〈 I	型介護医療	₹院(I <i>)></i>
	医療・看護	入所者の病状にあわせた医療・看護	要介護1	721円	1,442円	2, 163円
	排泄	排泄の介助、及びおむつ使用者のお むつ交換など、適切に対応します。	要介護2	832円	1, 664円	2, 496円
	入浴・清拭	 入浴日は週2日以上設けます。入浴日 でも入浴しない方は、タオルで体を	要介護3	1,070円	2, 140円	3, 210円
)(/u /H)±(おふきします。	要介護4	1, 172円	2, 344円	3,516円
	離床	寝たきり防止の為、毎日の離床のお 手伝いをします。	要介護5	1, 263円	2, 526円	3, 789円
	着替え	 朝夕の着替えのお手伝いをします。	基本サー	-ビス費〈I	型介護医療	·院(ii)>
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	身の回りのお手伝いをします。	要介護1	833円	1,666円	2, 499円
	ェロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 の回りの83 FIX (* 2 0 な 9) シーツ交換週1回行います。	要介護2	943円	1,886円	2,829円
	 寝具交換	汚れた時など、必要に応じて交換し	要介護3	1, 182円	2, 346円	3,546円
基	— 使共义ਲ ————————————————————————————————————	ます。 	要介護4	1, 283円	2, 566円	3,849円
本	介護相談	応じます。	要介護5	1, 375円	2, 750円	4, 125円
サ	夜間勤務看護等Ⅳ	施設サービスを行うため、基準に見合う 夜勤を行う職員配置を行います。(看 護・介護職員20:1 2人以上)	1日につき	7円	14円	21円
	若年性認知症患 者受入加算	若年性認知症患者のニーズに応じた サービス提供を行います。	1日につき	120円	240円	360円
	外泊時費用	外泊を認めた場合(1月に6日を限度として算定)	1回につき	362円	724円	1,086円
Ľ	施行的退所 サービス費	施行的に退所した場合	1日につき	800円	1,600円	2, 400円
ス	他科受診時費用	病院や診療所において診察が行われた場 合	1日につき	362円	724円	1, 086円
費	初期加算	入所生活に慣れるため様々な支援を行い ます。	1月につき	30円	60円	90円
	退所時栄養情報 連携加算	退所時にかかりつけ病院に栄養管理の情報を提供します。	1日につき	70円	140円	210円
	再入所時 栄養連携加算	病院と連携して栄養ケア計画を作成 します。	1月につき	200円	400円	600円
	退所前訪問加算 退所後訪問加算		I Л I С J С	110円	220円	330円
	退所指導加算	自宅へ退所される場合に医師・看護 師により在宅指導を行います。	1回につき	400円	800円	1, 200円
	a. 退院時情報提供 加算(I)	退院後の主治医への情報提供を行い ます。	1回につき	500円	1,000円	1,500円
	b. 退院時情報提供 加算(II)	退所後に入院した場合、入院先へ情 報提供を行います。	1回につき	250円	500円	750円
	退院前連携加算	自宅へ退院される場合に居宅介護支 援専門員と連携を行います。	1回につき	500円	1,000円	1,500円
	訪問看護指示 加算	訪問指示書を書いた場合	1回につき	300円	600円	900円

	協力医療機関連携加算(1)	共有会	療機関との間で入所者の情報 議を定期開催します。(規定要 たしている医療機関の場合)	1回につき	50円	100円	150円
	協力医療機関 連携加算(2)		療機関との間で入所者の情報共有 定期開催します。(1)以外の場合	1回につき	5円	10円	15円
	栄養マネジメン ト強化加算	を行い		1日につき	11円	22円	33円
	経口移行加算		連携を取り経管栄養の方に対して栄養管 計画を作成し、徐々に経口摂取移行に努	1日につき	28円	56円	84円
	经口维性加管	方に対し	種と連携を取り著しい誤嚥が認められる て栄養管理のもと計画を作成し、経口摂 に努めます	1日につき	400円	800円	1200円
	経口維持加算 	Ⅱ 多職	種と連携を取り誤嚥が認められる方に対 管理のもと計画を作成し、経口摂取の維	1日につき	100円	200円	300円
	口腔衛生管理	I	歯科衛生士が月2回以上口腔 ケアを行った場合	1月につき	90円	180円	450円
基	加算	П	口腔衛生管理計画書を厚生労 働省へ提出した場合	INICIE	110円	220円	330円
本	療養食加算	事の提	の病状等に応じて、適切な食 供を行います。	1回につき	6円	12円	18円
	在宅復帰支援 機能加算	在宅生がある	活が1ヶ月以上継続する見込み 場合	1日につき	10円	20円	30円
サ	緊急時治療管理		重篤となり救命救急が必要となる 経急的な治療管理を行います。	1日につき (1月3回)	518円	1. 036円	1, 554円
ı	認知症専門ケア加	I	専門的な認知症ケアを提供します	1日につき	3円	6円	9円
ビ	算 	П	認知症介護の指導者を1名以上配置し、 より専門的な認知症ケアを提供します	1日につき	4円	8円	12円
	認知症チームケア	I	高度な認知症ケアの専門者と数人の介護 職員がチームでケアを提供します	1日につき	150円	300円	450円
ス	推進加算	П	認知症予防の専門者と数人の介護職員が チームでケアを提供します。	1日につき	120円	240円	360円
費		I	(一)要介護1又は要介護2	1日につき	140円	280円	420円
	重度認知症疾患療		(二)要介護3、要介護4又は要介護5	1日につき	40円	80円	120円
	養体制加算	П	(一)要介護1又は要介護2	1日につき	200円	400円	600円
			(二)要介護3、要介護4又は要介護5	1日につき	100円	200円	300円
	認知症行動・心理 症状緊急対応加算		D行動・心理症状が認められた緊 を受け入れた場合	1日につき	200円	400円	600円
		I	多職種と連携をして支援計画を作成 し、排せつ動作の改善に努めます。		100円	200円	300円
	排せつ支援加算	П	排尿や排便の状態改善やおむつ使用 無しへの取り組みを行います。	1月につき	150円	300円	450円
		Ш	排尿や排便の状態が改善し、おむつ使用が無くなった場合		200円	400円	600円
	自立支援促進加算		援のために、必要な医学的評 います。	1月につき	300円	600円	900円

			I		1		Ī	
	科学的介護推	I	ADL値、栄養状 労働省へ報告	態、口腔機能を厚生	1月につき	40円	80円	120円
基	進体制加算	п	疾病情報や服薬 働省へ報告	薬情報について厚生労	17110 20	60円	120円	180円
	安全対策加算	安全対		し、安全対策を	1回につき	20円	40円	60円
本	高齢者施設等感	I	i	 連携し感染症の発生時に す。		10円	20円	30円
 + /	高断名 施設 专您 染対策向上加算	П	協力医療機関から3	/。 年に1度、感染対策の指導を 寺の対応を行います。	1月につき	5円	10円	15円
	新興感染症等施		<u> </u> :感染した場合で	でも適切な感染対策を	1月につき	240円	480円	720円
	設療養費 	講して入 I		ンよ 9 夏活用し、利用者の安全、介 向上、職員の負担軽減の実績	(連続5日間のみ)	100円	200円	300円
ビ	生産性向上加算	П	を厚生労働省へ報告 介護機器を活用し、		1月につき	10円	20円	30円
-		"	大の貝のドイン、戦争 働省へ報告	₹の負担狂感の天順で序工力		10[-]	20[]	20[]
ス		I		タッフによる、手厚い	1日につき	22円	44円	66円
	サービス提供体制 強化加算	П	サービスを提供	共します。 	1日につき	18円	36円	54円
費		Ш	専門のスタッ サービスを提	フによる、手厚い <u>-</u> 供します。	1日につき	6円	12円	18円
	介護職員等処遇改 善加算		介護サービス 、人員を確保	、供給を安定的に とします。	(基本	サービス+個ノ	別サービス)×	3. 6%
	感染対策指導管 理	院内感 を実施し		と設置し、感染対策	1日につき	6円	12円	18円
	褥瘡対策指導管理	I	褥瘡対策チー』 を実施します。	ムを設置し、褥瘡対策	101-04	6円	12円	18円
		П	褥瘡リスクのも 防止します。	ある方の褥瘡の発生を	1日につき	10円	20円	30円
	初期入所診療管理		上連携を取り個 合的な診療管理	別の診療計画を作 関を行います。	1回 (入所時)	250円	500円	750円
個別	認知症短期集中 リハビリテーション	して、言	記憶の訓練、E flみ合わせたり	機能の改善を目的と 日常生活活動の訓練 リハビリテーション	1日につき (入所後 3ヶ月以 内)	240円	480円	720円
# 	集団コミュニ ケーション療法		党士が複数の力 ション療法を実	うに対して、コミュ ミ施します。	1日につき	50円	100円	150円
・ビス	短期集中リハビリテー ション実施加算		と連携を取り第 ョンを実施しま	美中的なリハビリ きす。	1日につき (入所後3ヶ月以 内)	240円	480円	720円
費	リハビリテーション 体制強化加算		スタッフにより を実施します。	リ、リハビリテー	1回につき	35円	70円	105円
特		ロハビロ	テーションの	理学療法(I)	1回につき	123円	246円	369円
別念	リハビリテーショ	専門職に	よる機能訓練	作業療法	1回につき	123円	246円	369円
診 療		をご利用 わせて行	者の状況に合	言語聴覚療法	1回につき	203円	406円	609円
費				摂食機能療法	1回につき	208円	416円	624円
			よる服薬指導を		1回につき	350円	700円	1,050円
		厚生省日	こ情報を提出し	た場合	1月につき	20円	40円	60円
	重度療養管理		·護(介護度4, 5) もと必要な処置)があり、計画的な医 量を行います。	1日につき	123円	246円	369円
	重度皮膚潰瘍管 理指導		膚潰瘍があり、 な処置を行いま	計画的な医学管理の	1日につき	18円	36円	54円
	理学療法、作業療法、または言語聴		テーション実施 出しデータを活	西計画の内容を厚生労 5用します。	1月につき	33円	66円	99円
	覚療法に係る加算			スジメントとも連携 ス提出、活用します。	.,,,-,-	20円	40円	60円

居住費(滞在費)特別な室料・特別な食事等は、別途負担していただきます。

居住費負担限度額

-						• •
į		多床室			個室	
ĺ		1日	月(30日)		1日	月(30日)
ĺ	4段階	437円	13, 110円	4段階	1, 728円	51,840円
ĺ	3段階①②	430円	12, 900円	3段階①②	1,370円	41, 100円
ĺ	2段階	430円	12,900円	2段階	550円	16,500円
ĺ	1段階	0円	0円	1段階	550円	16,500円

特別な室料・特別な食事等は、別途負担していただきます。

特別室料 1,100円 (E308, E309)

食費負担限度額

į		1日	月(30日)
	4段階	1, 445円	43, 350円
	3段階②	1, 360円	40,800円
	3段階①	650円	19,500円
	2段階	390円	11, 700円
	1段階	300円	9,000円

7 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料

ご契約のご希望により、その利用料金の全額がご契約者の負担となるサービスです。内容、利用料金などは下記をご覧ください。

1ヶ月当たりの費用の内訳		
散髪料(業者により)	1,500円	
特別個室料(1日当たり)	1,100円	
コールドロッカー(1日当たり)	110円	

※病衣・洗濯については、カクイックスとの委託契約を導入していますので、 ご希望の方は、申し出てください。

8 医療提供

当施設の医師等で対応できる日常的な医療・看護につきましては、介護保険サービスに 含まれておりますが、急性期治療のための医療・歯科・精神病院での医療につきましては、 加治木温泉病院やその他医療機関等にて、医療保険により治療をお受け頂き別途自己負担を していただくことになります。

9 利用料金のお支払方法

前記6,7の料金·費用は月末で締めて計算し、ご請求します。 翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(ご退院の場合は、退院時に窓口でお支払いください。)

支払い方法

- ア 窓口での現金払い
- イ 銀行振込
- ウ デビットカードによる支払い
- エ クレジットカードによる支払い

10 支払い遅延に対する措置

上記方法による支払いが無く、さらに2カ月以上遅延し、料金の支払い催促を行ったにもかかわらず30日以内に支払いが無い場合は、利用者保護者の責任においてお支払いいただくか、退所をお願いする場合もあります。

11 施設を退院していただく場合

契約期間中であっても、ご利用者にご退院いただくことがあります。 (契約書第8条参照)

12 個人情報の保護

当施設が得た、ご利用者及びご家族の個人情報については、当施設での介護サービスの 提供以外の目的だは原則利用しません。外部への情報提供については文章により、ご利 用者又は代理人の了承を得ます。(契約書第11条参照)

13 苦情・相談等窓口

(1) 当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問・苦情等ございましたら、当施設苦情相談窓口まで、お気軽にご相談、お申し出ください。

苦情相談窓口(担当者)地域医療連携センター

氏 名 内村 尚憲(社会福祉士) 電話番号 0995-62-0001 内線 206

また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査し、その 処理の結果を相当の時期までに掲示板等でお知らせいたします。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

窓口	住所	電話番号
各市町村窓口		
鹿児島県国民健康保険 団体連合会介護保険課	鹿児島市鴨池新町6番-6号	099-206-1084
鹿児島県庁保健福祉部 高齢者生き生き推進課 (介ゴ保険室)	鹿児島市鴨池新町10番-1号	099-286-2676

14 非常災害時の対策

災害時の対応……別途定める「消防計画」と「非常災害対策」にのっとり、対応を行います。 平常時の訓練……別途定める「消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した 避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

防災設備……スプリンクラー・自動火災報知器・屋内消火栓・防火扉・防災加工された カーテン・布団等・消防法に定められたもの。

15 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

外出・外泊	外出・外泊の際には、主治医の許可を得て必ず行き先と帰院 日時を職員に申し出る等、必要な手続きをおとりください。
居室・設備・器具 の利用	施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。また、 やみくもに他の居室等に立ち入らないようにしてください。
財産の管理 (所持品及び現金等)	所持品等は最小限必要な物とし、持ち込む際には施設担当者の 許可を得てください。また所持品等の破損・紛失及び現金の 紛失には、施設は責任を負いかねますのでご注意ください。
宗教活動 政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は ご遠慮ください。
その他	施設内へのペットの持ち込みはお断りいたします。

私は、本書に基づいて、当施設従業者(職名 前記重要事項の説明を受け同意します。

氏名)から

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名 印

家族(代理人)

住 所

氏 名 印

続 柄